

# 平成 23 年度内閣府税制改正要望

平成 22 年 8 月 30 日

内 閣 府

## 1. 市民活動の推進等

### ●特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置

(寄附金の税額控除方式の導入、認定特定非営利活動法人の認定基準 (P S T等) の見直し等) [新設・拡充・延長]

### ●公益社団・財団法人への寄附金にかかる税制上の特例措置

(寄付金の税額控除方式の導入等) [新設・拡充]

## 2. 民間資金等活用事業 (P F I) の推進

### ●コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設

(事業権 (仮称) の事業期間以内での償却可能化) [新設]

### ●P F I 事業対象の拡大 (予定) に伴う特例措置の範囲の拡大 [拡充]

## 3. 少子・高齢化対策の推進

### ●新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置 (今後の法制化に向けた対応の中で検討) [新設]

## 4. 防災対策の推進

### ●地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置

(緊急地震速報受信装置等に対する所得税及び法人税の特別償却の特例制度) [延長]

### ●新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置

(固定資産税等の軽減) [延長]

## 5. 沖縄の振興等

### ●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置

(本則税率の軽減に対応する軽減措置の継続) [拡充]

## 6. 地域活性化の推進（総合特区・環境未来都市の創設）

### ●国際戦略総合特区における税制上の特例措置

（投資税額控除・特別償却制度の創設、事業の課税所得控除制度の創設、研究開発にかかる特例措置の創設）〔新設〕

### ●国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置

（地域戦略推進を担う事業者に対する出資についての所得控除制度の創設、公益的な事業の用に供する不動産登記に係る登録免許税の減免）〔新設〕

### ●環境未来都市整備地域における税制上の特例措置（詳細検討中）〔新設〕

## 7. 男女共同参画の推進

### ●女性の再就職促進のための税制上の優遇措置

（現在就業しておらず、再就職を希望している女性を正規職員として雇い入れた企業に対する税制上の特例措置を導入（人件費の税額控除、資産の割増償却等、措置の内容を含め詳細検討中））〔新設〕

## 1. 市民活動の推進等

### ●特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置〔新設・拡充・延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

（地方税）法人住民税、個人住民税、法人事業税

#### 概要

「新しい公共」の実現に向けて、公共的な活動を行う機能は、行政だけではなく、多様な主体によって担われる必要があるが、その担い手の一つが特定非営利活動法人である。今回の要望は、同法人の活動の継続性を確保するため、寄附金の税額控除制度の導入や、認定特定非営利活動法人の認定基準の見直し等の改正を要望するものである。

なお、今回の要望の基となっている「市民公益税制PT中間報告書」の内容は、『「新しい公共」円卓会議における提案と制度化等に向けた政府の対応』や『新成長戦略』にも明記されているところである。

#### 要望内容

「新しい公共」の実現に向けて、認定特定非営利活動法人制度について、「市民公益税制PT中間報告書」を踏まえ、以下の措置を要望する。

##### 〔国税〕

1. 所得税に税額控除方式（控除率：国税40%、地方税：10%、控除限度額：25%）を導入し、所得控除との選択性とする。
2. パブリック・サポート・テスト（PST）に、3,000円以上の寄附者が100名以上で判定できる基準を導入すること。
3. 地方団体が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した特定非営利活動法人については、PST要件等を求めないこととする。
4. 特定非営利活動法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入すること。
5. みなし寄附金の控除限度額を、学校法人・社会福祉法人・更生保護法人並みの、所得金額の50%（または200万円）へ引き上げること。
6. パブリック・サポート・テスト（PST）の基準値を1/5とする特例を恒久化すること。

## 〔地方税〕

1. 個人住民税の寄附金税額控除について、所得税の控除対象寄附金の範囲を超えて特定非営利活動法人への寄附金を地方団体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。
2. 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用して、特定非営利活動法人等へ寄附しやすい環境を整備する。
3. 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を現行の5千円から2千円に引き下げる。
4. 法人税において、認定特定非営利活動法人を対象とする税制上の優遇措置の新設・拡充・延長が認められた場合、法人住民税法人税割及び法人事業税についても適用される。（租税特別措置法第66条の11の2、同法施行令第39条の23、同法施行規則第22の12、特定非営利活動促進法第46条、法人税法第37条、同法施行令第73条、同法施行規則第22条の5関係において措置された場合、国税と自動連動する。）

## <内閣府、外務省、環境省共同要望>

### ●公益社団・財団法人への寄附金にかかる税制上の特例措置〔新設・拡充〕

<税目>（国 税）所得税

（地方税）個人住民税

#### 概要

「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人による公益活動を、今後、より一層促進するために、公益活動の重要な原資の一つである個人からの寄附について、寄附を行いやすくするような税の優遇措置の新設・拡充を要望する。

#### 要望内容

公益社団・財団法人への寄附金について

- ・ 従前の所得税に係る寄附金控除（所得控除）に加え、新たに税額控除制度を導入し、寄附金控除との選択制とする。
- ・ 個人住民税の寄附金税額控除の適用下限額を5千円から2千円に引き下げる。
- ・ 地方公共団体を通じた寄附について、寄附者の意思を尊重することができる環境を整備する。

## 2. 民間資金等活用事業（PFI）の推進

- コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創設（事業権（仮称）の事業期間以内での償却可能化）〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税  
（地方税）法人住民税、法人事業税

### 概要及び要望内容

現在、公共施設の所有権を移転しないまま、民間事業者に対して、インフラ等の事業権（事業運営に関する権利）を長期間にわたって付与するコンセッション方式の導入を検討中である。民間事業者に事業権（仮称）を付与する場合に、当該事業権を事業期間以内で償却できるよう要望するもの。

なお、法人税について上記要望が認められた場合、法人住民税・法人事業税について同様の効果を適用する。

＜内閣府、国土交通省共同要望＞

- PFI事業対象の拡大（予定）に伴う特例措置の範囲の拡大〔拡充〕

＜税目＞（地方税）不動産取得税、固定資産税、都市計画税

### 概要及び要望内容

現行では一定の条件を満たす公共施設について、固定資産税、都市計画税、不動産取得税を2分の1に減免する税制特例措置が適用されているが（平成22年度から平成26年度までの5ヵ年時限措置）、現在、PFI法改正により新たにPFI事業の対象となる公共施設等（公的賃貸住宅、船舶・航空機・人工衛星等の移動施設等）の拡大を検討中である。

これらの新たにPFI事業の対象となる公共施設等についても、現行の税制特例措置の対象とすることを要望するもの。

＜内閣府、国土交通省共同要望＞

### 3. 少子・高齢化対策の推進

#### ●新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築のための税制上の所要の措置〔新設〕

- ＜税目＞（国 税）所得税、法人税、登録免許税、相続税、贈与税、消費税、印紙税、地価税その他の関連する税目
- （地方税）個人住民税、法人住民税、事業税、事業税（外形）、不動産取得税、固定資産税、事業所税、その他（都市計画税、特別土地保有税、地方消費税その他の関連する税目）

#### 概要

「明日の安心と成長のための緊急経済対策」（平成 21 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度の構築を進めるため、平成 22 年前半を目処に基本的な方向を固め、平成 23 年通常国会までに所要の法案を提出するとされた。

これを受け、平成 22 年 1 月 29 日に、関係閣僚を構成員とする「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され、子ども・子育て新システムの議論が進められ、6 月 29 日に、全閣僚で構成する少子化社会対策会議（会長：内閣総理大臣）において「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」が決定された。

※子ども・子育て新システムについては、平成 23 年通常国会に法案を提出、平成 25 年度の施行を目指す。

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」においては、事業ごとに所管や制度、財源が様々に分かれている現在の子ども・子育て支援対策を再編成し、幼保一体化を含め、制度・財源・給付について、包括的・一元的な制度を構築するとされており、これを踏まえ、必要となる税制上の所要の措置を講じることを要望する。

#### 要望内容

具体的な改正の内容については、今後の「子ども・子育て新システム検討会議」等の議論を踏まえ検討を行う。

＜内閣府、厚生労働省、文部科学省共同要望＞

## 4. 防災対策の推進

### ●地震防災対策用資産の取得に関する税制上の特例措置〔延長〕

＜税目＞（国 税）法人税、所得税

#### 概要

行政だけでなく、個人事業者、企業、地域住民等を巻き込んだ総合的な地震防災対策を推進するため、東海地震に係る地震防災対策強化地域、東南海・南海地震及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策推進地域において、不特定多数の者が利用する施設や危険物施設の管理者等が緊急地震速報受信装置等の地震防災対策用資産を取得した場合における、所得税、法人税の特別償却制度（特別償却率 100 分の 20）を講じている。

#### 要望内容

上記特別償却制度について、適用期限を 3 年間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで）延長する。

＜内閣府、厚生労働省、国土交通省共同要望＞

### ●新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る軽減措置〔延長〕

＜税目＞（地方税）固定資産税、都市計画税

#### 概要

平成 19 年 7 月 16 日に発生した新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建と被災地の復興を支援するため、同災害により滅失・損壊した家屋に代わるものとして平成 23 年 3 月末までに取得等する家屋に係る固定資産税及び都市計画税を最初の 4 年間 2 分の 1 減額する措置について、取得等の期限を 2 年間延長する。

#### 要望内容

上記減額措置について、適用期限を 2 年間（平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日まで）延長する。

＜内閣府、農林水産省、経済産業省、国土交通省共同要望＞

## 5. 沖縄の振興等

### ●沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置の継続〔拡充〕

<税目> (国 税) 航空機燃料税

#### 概要

沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置は、沖縄における観光関連産業の振興、国際物流拠点の形成の観点から講じられている。

全国的に航空機燃料税が軽減された場合においても、この沖縄路線に係る優遇措置の政策効果を維持する必要がある。

#### 要望内容

沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措置を、現行の 13,000 円/1kℓから、7,500 円/1kℓに拡充する。

※航空機燃料譲与税については、自治体による空港対策に充てられることから、これを除く、1/2 の軽減を要望。

#### 【参考】本則の軽減要望

(現行) 26,000 円/1kℓ → 15,000 円/1kℓ

<内閣府、国土交通省共同要望>

## 6. 地域活性化の推進

### 【総合特区制度の創設】

「新成長戦略」～「元気な日本」復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、地域の責任ある戦略、民間の知恵と資金、国の施策の「選択と集中」の観点を最大限活かす「総合特区制度」を創設する。

我が国全体の成長を牽引し、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の特定地域を厳選する「国際戦略総合特区（仮称）」と、地域の知恵と工夫を最大限活かし、地域の自給力と創富力を高めることにより、地域資源を最大限活用した地域力の向上を図る「地域活性化総合特区（仮称）」について、当該特区における地域戦略の実現を推進するために必要な規制の特例措置及び法人税を含む税制・財政・金融上の支援措置等を総合的に盛り込む。

### ●国際戦略総合特区における税制上の特例措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、法人事業税

### 要望内容

① 「国際戦略総合特区」（仮称）において、我が国経済の成長エンジンとなる産業や企業等による事業に係る投資を促進するため、特区の区域において当該事業の用に供する機械・建物等を取得等した場合の投資税額控除及び特別償却の制度の創設。

② 「国際戦略総合特区」（仮称）において、我が国経済の成長エンジンとなる産業や企業等による事業活動を促進するため、特区の区域における事業に関して課税所得を控除する制度の創設。

（注）①、②は選択適用

③ 「国際戦略総合特区」（仮称）において、我が国経済の成長エンジンとなる産業や企業等による事業に係る研究開発促進のため、研究開発税制に関して、以下のような特例措置を創設。

- ・ 当該研究開発を実施した事業年度の法人税額の控除限度額について、当該事業年度の法人税額に対する限度の割合の引き上げ等

④ 法人税について①～③の措置が認められた場合、法人住民税・法人事業税について同様の効果を適用する。

●国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区における税制上の特例措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、登録免許税  
（地方税）個人住民税、個人事業税

**要望内容**

- ① 志のある資金を地域戦略に結集するため、地域戦略推進の担い手となる事業者について、個人が認定後3年以内に当該事業者に出資した場合について、以下のような特例措置を創設。
  - ・ 当該個人の投資年度の総所得額から一定額を控除
  - ・ 認定を受けた事業者が新しい公共として社会的課題に取り組む事業を行う者である場合にあっては、出資の直前期までの営業キャッシュフローが赤字であることを要しない
- ② 総合特区の計画の達成に必要な公益的な事業を推進するため、事業者が当該事業の用に供する不動産を取得した場合に当該不動産の登記に係る登録免許税を減免する特例措置の創設。
- ③ 所得税について、①の措置が認められた場合、個人住民税・個人事業税について同様の効果を適用する。

**【環境未来都市の創設】**

●環境未来都市整備地域における税制上の特例措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）所得税、法人税《検討中》  
（地方税）個人住民税、法人住民税、事業税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税《検討中》

**概要**

新成長戦略（平成22年6月閣議決定）に位置付けられた環境未来都市構想の実現のため、必要な税制上の特例措置を講ずる。

**要望内容**

環境未来都市整備促進法（仮称）に基づき、環境未来都市において税制のグリーン化等の所要の措置を講ずる。

＜内閣府、環境省等共同要望＞

## 7. 男女共同参画の推進

### ●女性の再就職促進のための税制上の優遇措置〔新設〕

＜税目＞（国 税）法人税

（地方税）法人住民税、法人事業税

#### 概要

わが国では、非労働力人口のうち就業を希望する女性の数は 345 万人にものぼり、その過半数である 184 万人は働き盛りの 25～44 歳である。

この背景には、働く女性の 6 割が妊娠・出産を機に仕事を辞めており、かつ、出産等によりいったん退職した女性の再就職は困難であることが関係していると考えられる。

そこで、再就職を希望する女性を正規職員として雇用した企業に対する税制上の優遇措置を講ずる必要がある。

#### 要望内容

##### ○ 適用対象

- ① 次世代育成対策推進法に基づく「くるみんマーク」を取得していること
- ② 当該措置の適用事業年度において、就業していない女性を一定数以上正規職員として雇用すること

##### ○ 措置の内容

例えば、人件費の一部を法人税額から控除する、資産の割増償却を認める等の措置を創設する。

また、法人税について上記の優遇措置が認められた場合、措置の内容に応じ法人住民税・法人事業税について同様の効果を適用する。

## 連絡先一覧(税制改正関係)

	事項名	副大臣 政務官 (敬称略)	担当局・課	役職 担当者	連絡先
-	内閣府全般	-	大臣官房企画調整課	課長 嶋田	(代)5253-2111(内82800) (直)3581-4654
1	特定非営利活動法人に係る税制上の特例措置 〔新設・拡充・延長〕	大島 泉	大臣官房市民活動促進 課	課長 北池	(代)5253-2111(内84240) (直)3581-9965
	公益社団・財団法人への寄附金に係る税制上 の特例措置〔新設・拡充〕	大島 泉	大臣官房公益法人行政 担当室	企画官 木村	(直)5403-9528
2	コンセッション方式の導入に伴う償却方法の創 設〔新設〕	大塚 田村	PFI推進室	参事官 上田	(代)5253-2111(内45380) (直)3581-0264
	PFI事業対象の拡大(予定)に伴う特例措置の 範囲の拡大〔拡充〕	大塚 田村	PFI推進室	参事官 上田	(代)5253-2111(内45380) (直)3581-0264
3	新たな次世代育成支援のための包括的・一元 的な制度の構築のための税制上の所要の措置 〔新設〕	大島 泉	政策統括官(共生社会政 策担当)付参事官(少子 化対策担当)	参事官 藤原	(代)5253-2111(内44160) (直)3581-1403
4	地震防災対策用資産の取得に関する税制上の 特例措置〔延長〕	大島 泉	政策統括官(防災担当) 付参事官(地震・火山・大 規模水害対策担当)	参事官 越智	(代)5253-2111(内51400) (直)3503-5692
	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に 係る軽減措置〔延長〕	大島 泉	政策統括官(防災担当) 付参事官(災害復旧・復 興担当)	参事官 小森	(代)5253-2111(内51600) (直)3501-5191
5	沖縄路線航空機に係る航空機燃料税の軽減措 置〔拡充〕	大島 泉	政策統括官(沖縄担当) 付参事官(企画担当) 参事官(産業振興担当)	参事官 小池 参事官 能登	(代)5253-2111(内44350) (直)3581-9379 (代)5253-3111(内44385) (直)3581-9746
6	国際戦略総合特区における税制上の特例措置 〔新設〕	大塚 田村	地域活性化推進室	参事官 青木	(直)5510-2153
	国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区に おける税制上の特例措置〔新設〕	大塚 田村	地域活性化推進室	参事官 青木	(直)5510-2153
	環境未来都市整備地域における税制上の特例 措置〔新設〕	大塚 津村	地域活性化推進室	参事官 横山	(直)3539-2082
7	女性の再就職促進のための税制上の優遇措置 〔新設〕	大島 泉	男女共同参画局総務課	課長 小野田	(代)5253-2111(内83702) (直)3581-3287